

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書について

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書は、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告し、公表することとされています。

年次報告書(平成28年度版)の概要

1 平成28年度における食の安全・安心に関する情勢

平成28年度は、県内では食の安全・安心に係る重大な事案は発生しませんでした。一方、食中毒は7件（患者数112人）の発生があり、条例に基づく食品の自主回収の報告は23件でした。

伊勢志摩サミットの対応については、平成28年1月に策定した「伊勢志摩サミット食品監視指導計画」に基づき、首脳会議場やメディアセンター等の主要施設、関係者等の宿泊施設及び弁当製造施設等に対し、重点的な監視指導や食品検査を行うなど関係者を挙げて取り組みました。

また、全国では9道県12農場で高病原性鳥インフルエンザの発生がみられましたが、全家きん農場に消毒を行うよう知事命令を発する等関係者が一丸となって取り組んだ結果、県内の農場での発生はありませんでした。

2 平成28年度に実施した施策

基本的方向ごとの主な取組状況と課題、今後の方向については次のとおりです。

基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

【施策の実施状況】

- ① 農薬、肥料、飼料、動物及び水産用医薬品の製造事業者、販売事業者、生産者への立入検査、指導等を行った結果、重大な法令違反はありませんでした。
- ② 「三重県食品監視指導計画」に基づき、発生頻度や重症化の可能性を勘案し、食肉等の取扱施設や観光地の食品関係営業施設を重点的に監視指導しました。特に、伊勢志摩サミットに向けて策定した「伊勢志摩サミット食品監視指導計画」に基づき、サミット関連施設の監視指導や食品等の検査等の集中実施などを行いました。
- ③ 食品関連事業者団体と連携した表示制度の周知や監視指導及び県内米穀取扱事業者に対する立入調査、科学的検査を実施しました。その結果、重大な違反事案はありませんでした。

【今後の対応】

今後も関係機関と連携し、監視指導、検査等を行い、適正に生産資材等の生産流通、使用及び食品の生産流通が行われるよう努めます。

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

【施策の実施状況】

- ① 「みえのカキ安心システム」や「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」など、事業者等の取組をホームページ等で広く周知しました。

- ② 事業者のコンプライアンス意識向上のためのコンプライアンス研修をはじめ、各種研修会や講習会を通して、最新情報の提供や法令遵守に努めるよう推進しました。
- ③ 「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、GAP（農業生産工程管理）の導入支援及び県民や生産者への理解促進を図りました。畜産分野では、農場HACCP認証取得をめざす取組を推進しました。

【今後の対応】

自主的に安全・安心確保の活動を行う食品関連事業者についての情報の周知や、食品関連事業者に対する関連法令への理解や法令遵守等コンプライアンス意識の向上を促すための研修会の開催等を行います。加えて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への食料供給をマイルストーンとしてGAP等を推進し、三重県産品の信頼を確保出来るよう取り組みます。

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

【施策の実施状況】

- ① 県民が食の安全・安心に関する知識と理解を深め、食品の選択が適切に行えるよう、ホームページや出前トーク等により情報提供を行いました。
- ② 子どもたちが望ましい食習慣を実践できるよう、学校食育推進講習会を開催するとともに、地場産物を使ったメニューコンクールの実施等に取り組みました。
- ③ 「第3次三重県食育推進計画」を策定し、『赤ちゃんからお年寄りまで みえの地物でみんなで食育！』をキャッチフレーズに、各ライフステージにおいて適切な食習慣の定着等を図るための施策に取り組みました。

【今後の対応】

引き続き、県民が食の安全・安心に関する知識・理解を深め判断、選択が行えるよう、県民の立場に立った情報や学習機会を関係団体と連携し、提供していきます。

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携等による県民運動の展開

【施策の実施状況】

- ① 食品関連事業者等を対象とした食品衛生・表示の講習会や、学校給食関係者に対する衛生管理研修会を開催することにより、食品取扱者の資質の向上を図りました。また、三重県農薬管理指導士、魚食リーダー等の人材育成を行いました。
- ② 食のリスクについて、相互の信頼を築き理解しあえるよう、消費者、事業者、行政による意見交換会（リスクコミュニケーション）を開催し対話を進めました。
- ③ 食の安全・安心に関する情報をPRするため、季節に応じた食中毒の注意情報などの「食の安全・安心ミニ情報」を団体等の協力を得て広報誌等へ掲載しました。

【今後の対応】

今後も、食の安全・安心確保に関する知識を食品関連事業者等に対して普及啓発し、資質の向上等を図るとともに、県民、食品関連事業者、行政等の多様な主体が相互理解を深め、連携、協働していけるよう、リスクコミュニケーション等に取り組みます。